

## 『NISAの手続きQ&amp;A具体的に例示－国税庁』

既報にて概要を述べたNISA（少額投資非課税制度）について、国税庁はこのほどQ&Aを作成し、非課税口座を開設する際の手続等を具体的に示した。

24問の中ではまず、制度のあらまし、手続の手順、購入の可能な商品等を提示し、続いて「基準日における国内の住所を証する書類」に関する詳細を解説。例えば1月半ばに転居した場合、現住所の住民票の写しは基準日である1月1日現在に住所があったことの証明にはならないため、転入前の住民票の除票の写しが必要となる。

それから次に、複数の金融機関に口座開設の申込をしてしまった申請者に必要な対応を説明。申込を受けた金融機関は税務署に対し「非課税適用確認書」の交付申請を行い、その提出をもって非課税口座を開設できることとなっているが、複数の金融機関に申込があった場合は、その中で交付申請の手続を最初に行った金融機関にのみ確認書が送付される。従って、申請者が行った申込の順や、最も強く開設を希望する金融機関かどうかにはよらず口座が開設されるとして、注意を喚起している。

その他、申込から開設までに必要な期間、開設者の出国や死亡の際の取扱い、非課税期間の終了等についても細かく事例を挙げたQ&Aとなった。

## 『最低賃金引上げへの対応 USJは人件費増3億円規模』

最低賃金の引上げ額と発効日が徐々に出揃い始めている。自社の所在地の地域別最低賃金額はしっかり抑えておきたい。

大阪府の最低賃金は800円から819円に引き上げられ、10月18日から発効することが既に決まっている。それらの状況を受け、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンの運営会社が10月からアルバイトやパート従業員の時給の最低水準を50円引き上げ、850円にすると発表した。同社によると、引上げ対象は約6,000人。

仮にこの6,000人全員が年間を通して週20時間（年間50週）働くと仮定すると、単純計算で3億円の人件費増となる。社会保険や労働保険に加入している従業員の場合は、その企業負担も増加することになるため、さらに負担増となる。

同社では好業績が続いていることもあり、2001年の開業以降初めての賃上げに踏み切ったようだ。時給を引き上げることでよりよい人材の確保を目指したい意向だ。そこまでの賃上げが可能かどうかはさておき、各社とも最低賃金が確定したところで、自社の賃金水準がそれを下回っているようであれば当然に賃金引上げを行う必要がある。どの程度まで引き上げるか、近隣の事業所の時給も確認の上、決定する必要があるだろう。

